

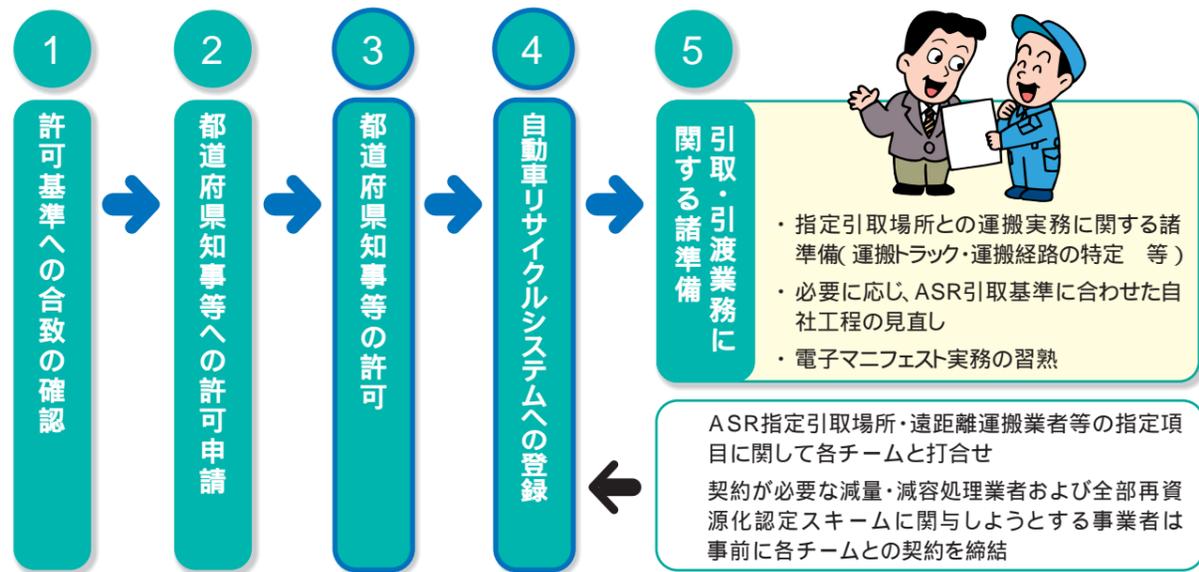
第3章 「自動車リサイクルシステム」への登録

1. 業務開始までの準備のステップ

2004年7月1日以降は、解体自動車の破砕処理（シュレディング）または破砕前処理（プレス・せん断）を行う事業者は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受ける必要があります。許可申請から実際の業務開始までは下記のステップとなります。

ASR指定引取場所・遠距離運搬業者・降雪寒冷地業者・ASR発生量の少ないシュレッダー業者の指定は事前に、各チームとの打合せを行ってください（[19ページをご覧ください](#)）。

自動車メーカー等（チーム）との契約が必要な減量・減容処理（[32ページをご覧ください](#)）および全部再資源化認定スキームに関与しようとする事業者（[40ページをご覧ください](#)）は、自動車メーカー等（チーム）と契約を行います。



2. 都道府県知事等の許可

(1) 許可制（2004年7月1日から適用）

2004年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の処分業の許可を受けている場合には届出）が必要です。

・事業所所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長の許可制となります。解体自動車（廃車ガラ）の破砕処理（シュレディング）または破砕前処理（プレス・せん断）を業として行うには、様式に従って事業者ごと自治体ごとに許可申請を行い、破砕業の許可を受けることが必要です。許可は5年ごとの更新制です。

❗解体自動車のプレス・せん断のみを行う事業者も破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。また、解体業者がプレス機や重機によりプレスを行う場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。

・許可基準は、解体自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全および再資源化を適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして以下のとおりとなっています。

破砕業の許可基準（抜粋）

・破砕業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること
事業の用に供する施設

- ・囲いがあり範囲が明確な解体自動車（廃車ガラ）の保管場所の保有
- ・生活環境保全上適正な処理可能な施設（特に、破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）の保有

- ・破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト（ASR）の保管場所の保有等

申請者の能力

- ・破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
- ・事業計画書または収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと

・欠格要件に該当しないこと（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの）

- ・法人そのもの、役員および本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑および許可取消後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等

❗破砕業者にかかわる許可基準等の詳細については、経済産業省・環境省の説明資料をご覧ください。

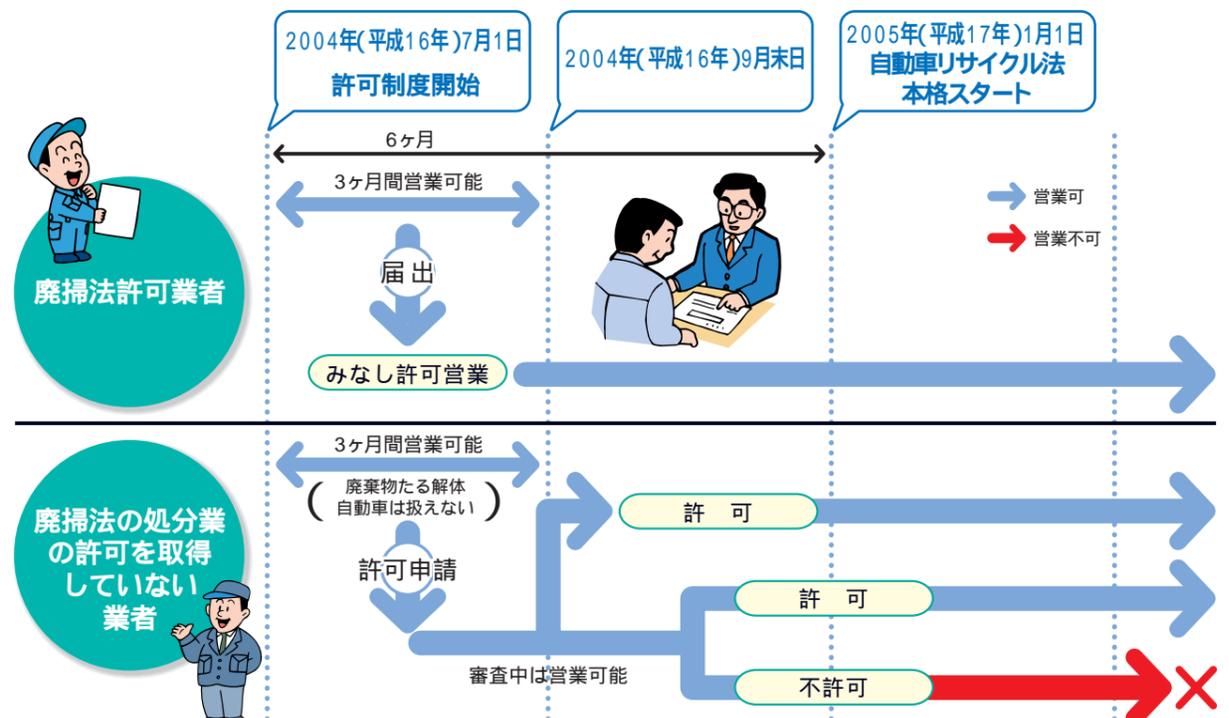
(2) 都道府県知事等への許可申請

- ・許可制度開始時（2004年7月1日から適用）に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の産業廃棄物処理業（処分業）の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出を行うことにより破砕業の許可に移行可能です。許可制度開始時に破砕業を行っているが廃棄物処理法の処分業の許可を受けていない事業者については、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能であり、その間に少なくとも許可の申請までを行う必要があります。

- ・自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要です（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。

都道府県知事等への許可申請のスケジュール

2004年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要



3. 「自動車リサイクルシステム」への登録申込みから完了までの流れ

シュレッダー業者およびプレス・せん断処理業者は都道府県知事等からの破砕業の許可を受けた後、自動車リサイクルシステムへの登録手続きが必要となります。手続きは事業者ごとに行っていただきますが、登録は各事業所ごとの単位でなされます。申込みは事業者情報登録センターで受け付けます。なお、各チームからの指定・委託契約情報も登録内容に含まれますが、この登録作業は各チームにて行います。

(1) 事業者情報の登録

登録申込書入手（見本▶47ページをご覧ください）

登録申込書は事業者情報登録センター・（社）日本鉄リサイクル工業会・（財）自動車リサイクル促進センター等で入手できます。都道府県等の窓口でも入手できるように手配中です。

登録申込書記入・送付

申込書に必要な事項を記入後、都道府県知事等への申請書（届出書）の写しと都道府県知事等の許可証の写しを添付して事業者情報登録センターに送付、申し込みます。

▶都道府県知事等に対し許可申請または届出を行った後、許可証を受け取る前に自動車リサイクルシステムへの申込みを行う場合、添付書類は許可申請証の写しまたは届出書の写しのみとなります。この場合、「仮登録」という位置付けとなります。
「正式登録」には許可証の写しも必要となりますので、都道府県知事等から許可証が発行され次第速やかに送付してください。

登録申込書受付

登録申込書受付は2004年7月より開始の予定です。

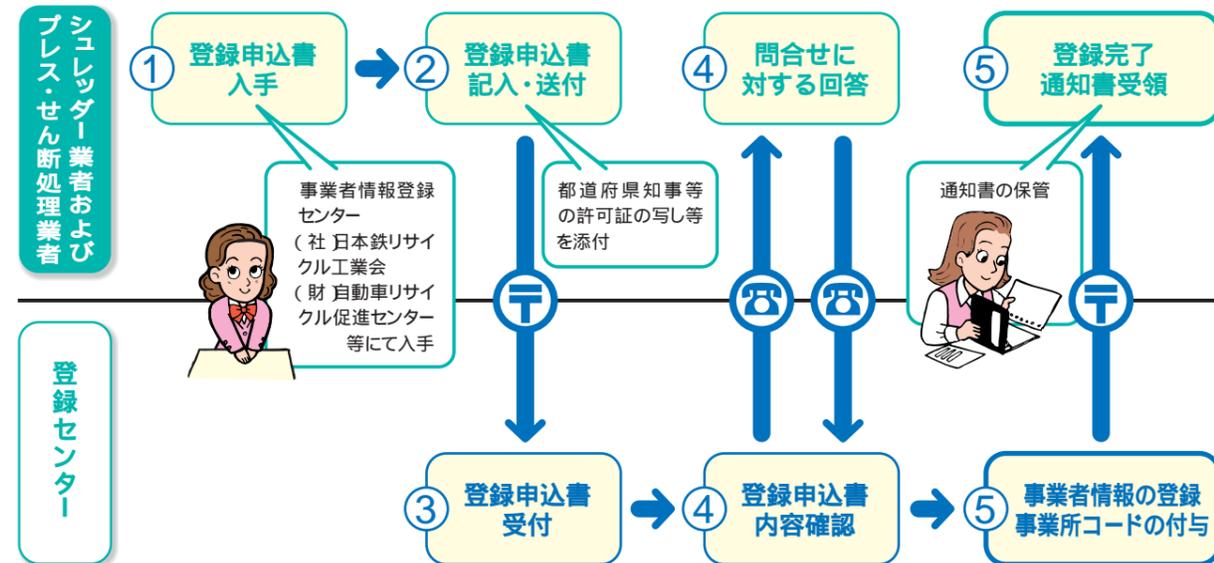
登録申込書内容確認

事業者情報登録センターから内容確認のための連絡を差し上げることもあります。

登録完了通知書の受領

自動車リサイクルシステムに登録後、電子マニフェスト用の事業所ごとに採番された事業所コードとパスワードが郵送で通知されます。事業所コードは取引先にお知らせいただく必要がありますが、パスワードについては外部にもれないように厳重に管理してください。

登録完了した事業者には電子マニフェスト制度のマニュアルおよび習熟ツールを送付します。お手元に届きましたら、習熟ツールを活用して練習をしていただくようお願いします。



(2) 指定・委託契約情報の登録

各事業者の指定項目の情報や、各事業者とチームとの委託契約の情報も自動車リサイクルシステムに登録することが必要です。これらの情報の自動車リサイクルシステムへの登録はそれぞれのチームが行います。

打合せ・契約

各事業者の自動車リサイクルシステム登録の申込みに先がけて、各チームは各事業者と打合せし、指定項目の確認と委託契約を済ませる予定です。

	シュレッダー業者	プレス・せん断処理業者
指定項目	<ul style="list-style-type: none"> ASR指定引取場所の指定(必須) (▶30ページをご覧ください) 降雪寒冷地業者の指定(任意) (▶27ページをご覧ください) 遠距離運搬業者の指定(任意) (▶31ページをご覧ください) ASR発生量の少ないシュレッダー業者の指定(任意) (▶45ページをご覧ください) 	
委託契約項目	<ul style="list-style-type: none"> ASR減量・減容委託契約(任意) (▶32ページをご覧ください) 	<ul style="list-style-type: none"> 全部再資源化委託契約(任意) (▶40ページをご覧ください)

内容確認

各チームから、指定・委託契約情報等の確認のための連絡を差し上げることもあります。

登録完了通知書（指定・委託契約情報等）の受領

シュレッダー業者への通知書には指定・委託契約情報等が、プレス・せん断処理業者への通知書には委託契約情報のみが記載されています。左ページの事業所コード・パスワードの通知とは別に送付されますので、内容をご確認ください。なお、委託契約のないプレス・せん断処理業者には各チームからの通知はありません。

